



古河市告示第 281 号

公示送達について

地方税法第 20 条の 2 第 1 項及び古河市税条例第 18 条の規定により、次の文書番号に係る通知を次の者に対して公示送達をいたします。この場合において、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなします。

なお、送達すべき書類については、財政部収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付いたします。

令和 8 年 8 月 2 0 日  
古河市長 針 谷



| 氏 名 (名 称) | 文書番号       |
|-----------|------------|
| 佐藤 肇      | 古収第 2680 号 |
| 以下余白      |            |
|           |            |
|           |            |